

**2007年度 東北大学法科大学院入学試験**

**試験科目：民事法（民法）**

以下の**第1問**（論述式）および**第2問**（短答式）すべてに答えなさい。

**第1問**

動産の売主が、買主に対する代金債権を確保するにはどのような方法があるか。

(1)目的物の引渡しが済んでいない場合、(2)目的物の引渡しがされた場合、(3)目的物が買主から第三者に転売された場合に分けて論じなさい。

**第2問** 以下の小問1から小問4に答えなさい(なお、解答用紙への解答は、たとえば、小問1=□、小問2=□、小問3=□、小問4=□というような形で[□の部分は各小問に対する回答となる算用数字]記入してください)。

**小問1** 以下のアからオの記述うち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア A女の子BがCを養親とする特別養子縁組をした場合において、Aが死亡したとき、BはAを相続しない。
- イ Dの子Eには、妻Fがあるが、Fとの間に子はなく、G女との間に設けた子Hがいる。Eは、Hを認知している。この場合においてEが死亡したとき、Eの相続人となるのは、DとFである。
- ウ I女は、Jから甲建物を賃借し、そこに内縁の夫Kと同居していた。Iの存命の親族は、その従兄弟のLのみである。この場合においてIが死亡したときは、KがIの賃借人としての権利義務を承継する。
- エ M男とN女は、数年間にわたって同棲していたが、NがMの子Oを懐胎したことから婚姻を決意した。ところが、Mが急死し、翌月、Oが出生した。婚姻届は出されていない。NもOも、Mの相続人となる可能性はない。
- オ P女には、Q男との間に生まれた子RおよびS男との間に生まれた子Tがあつた。いずれの子も法的に父子関係の存在は認められていない。この場合において、Pが親族のないSと婚姻し、その後Sが死亡したとき、Sの相続人となるのはPとTである。

- 1 アウ
- 2 イエ
- 3 アオ
- 4 イウ
- 5 エオ

**小問2** Aが、Bの代理人としてBの指示に基づいてCから甲不動産を購入した場合に関する以下の記述のうち、最も適切でないものを1つ選びなさい。

- 1 Aが未成年者であったとしても、Aの後見人は、Aが行った売買契約を取り消すことができない。
- 2 Bが、甲不動産の購入時にこれに瑕疵があることを知っていた場合には、たとえAが当時その瑕疵の存在を知らず、知らなかつたことについて過失がなかつたとしても、Cは、瑕疵担保責任を負わない。
- 3 Bが、甲不動産の購入時にこれに瑕疵があることを知らず、知らなかつたことについて過失がなかつた場合であつても、Aが当時その瑕疵の存在を知っていたときは、Cは、瑕疵担保責任を負わない。
- 4 CがAの詐欺によって甲不動産を売却した場合には、Bが詐欺の事実を知らなかつたとしても、Cはこの売買契約を取り消すことができる。
- 5 CがBの友人Dの強迫によって甲不動産を売却した場合であつても、AもBも、Dの強迫について善意であるときは、Cはこの売買契約を取り消すことができない。

**小問3** [A群]の事例①から③について、[B群]に掲げた論点①から③に関する見解を組み合わせた以下の1から6のうち、XからYに対する土地明渡請求が棄却されるものを1つ選びなさい。

[A群]

事例①：A所有の甲土地を、Bが善意・無過失で自己所有と誤信し占有を開始した。その5年後、YはA所有と知りつつBから甲土地を譲り受けその占有を開始した。さらにその3年後、BYの占有につき悪意のXは、Aから甲土地を譲り受け、ただちにAからXへの所有権移転登記がなされた。さらにその4年後、XはYに対し土地明渡請求訴訟を提起した。

事例②：A所有の乙土地を、Bが善意・無過失で自己所有と誤信し占有を開始した。その5年後、YはA所有と知りつつBから乙土地を譲り受けその占有を開始した。さらにその8年後、BYの占有につき悪意のXは、Aから乙土地を譲り受け、ただちにAからXへの所有権移転登記がなされた。さらにその4年後、XはYに対し土地明渡請求訴訟を提起した。

事例③：A所有の丙土地を、Bが善意・無過失で自己所有と誤信し占有を開始した。その11年後、YはA所有と知りつつBから丙土地を譲り受けその占有を開始した。さらに3年後、BYの占有につき悪意のXは、Aから丙土地を譲り受け、ただちにAからXへの所有権移転登記がなされた。さらにその4年後、XはYに対し土地明渡請求訴訟を提起した。

[B群]

論点①

- a 前占有者から悪意で占有を承継した者は、前占有者が占有開始時に善意・無過失であっても10年の取得時効を主張できない。
- b 前占有者から悪意で占有を承継した者は、前占有者が占有開始時に善意・無過失であればその占有を合算して10年の取得時効を主張しうる。

論点②

- I 取得時効の起算点は占有開始時である。
- II 取得時効の起算点は占有開始時以降のどの時点でも、時効取得を主張する側が選択主張できる。

論点③

- α 時効完成後に登場した原所有者からの譲受人に対しては、登記なくして時効取得を対抗することはできない。
- β 時効完成後に登場した原所有者からの譲受人に対しては、譲受人が時効完成につき悪意であった場合でない限り時効取得を対抗することはできない。
- γ 時効完成後に登場した原所有者からの譲受人に対しては、常に時効取得を対抗することができる。

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1 ①-a II γ | 2 ①-b I β  | 3 ②-a II β |
| 4 ②-b I α  | 5 ③-a II γ | 6 ③-b I α  |

**小問4** 以下のアからオの記述について、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア Bは、Aの所有地を賃借し、同地上に建設した建物をCに賃貸していた。BがAに対する賃料債務の不履行に陥った場合でも、AはCに対し賃料の支払を請求することはできない。
- イ Dは、Eの所有地を建物所有目的で賃借し、同地上に建物を建設し居住していた。その後、Eが同地をFに譲渡した場合、DがFに当該土地の借地権を対抗するためには借地権の登記を行っていなければならない。
- ウ Gは、Hの所有地を賃借し、同地上に建物を建設し居住していた。その後、Hが同地をIに譲渡してその所有権移転登記を済ませた場合において、Gは、Iに当該土地の借地権を対抗できるときであっても、書面による通知または承諾がない限り当該土地譲渡後に生じる賃料をHに支払わなければならない。
- エ Jは、Kから建物を賃借し、当該建物をKの承諾を得てLに転貸していた。J K間で賃貸借契約の合意解除がなされた場合であっても、Lは、Kに対し賃料相当額を支払って当該建物の利用を継続することができる。
- オ Mは、Nから建物を賃借し、当該建物をNの承諾を得てOに転貸していた。Oは、転貸料をNに支払った場合、当該支払をMに対抗することができる。

- 1 アイ
- 2 アオ
- 3 イウ
- 4 ウエ
- 5 エオ